一般財団法人
建設業振興基金

CCUS

建設キャリアアップシステム

― 概要・登録編 ―

（所要時間 約30分）

A システムの概要	約15分
B 登録申請について	約15分

2022.07.01版

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

A システムの概要

1. 建設キャリアアップシステム(通称CCUS)とは
2. 建設業界の課題
3. CCUSとSDGs(建設業の役割)
4. CCUSの利用手順(概要)
5. 建設キャリアアップカードについて
6. CCUSのメリット
7.CCUSを活用した技能者能力の適正評価について
8. 専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度
9. 建設技能者の能力評価制度実施スキーム
10. 能力評価基準の認定を受けた38分野(2022.6.28)
11. 各職種の能力評価基準 (例)
12. 建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ(2022.3.23)
　Ⅰ. CCUSを活用した建退共事務の効率化
　Ⅲ-①. 都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況
　Ⅲ-②. 国土交通省直轄工事のCCUS活用モデル工事
13. 建設分野における外国人材受入れ基準の見直しについて
14. 民間システムとCCUSのAPI連携

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

建設キャリアアップシステム

Construction Career Up System

- 技能者の保有資格・社会保険加入状況・全職場の就業履歴などを登録・蓄積して活用する仕組み
- 技能者の能力・経験年数に応じた適正な処遇改善に繋げる
- 若い世代が安心して働き続けられる業界環境をつくる
- 業界団体と国が連携して官民一体で普及を促進していく

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

2.建設業界の課題

① 建設技能者の高齢化

60歳以上 約84万人(26.4%) 29歳以下 約37.5万(11.8%)
技能者数は10年後に49万人減少、20年後には累計80万人も減少する可能性がある

後継者難、新規採用をせず廃業を検討するという会社も

若年入職者の確保・育成

年齢階層別の建設技能労働者数

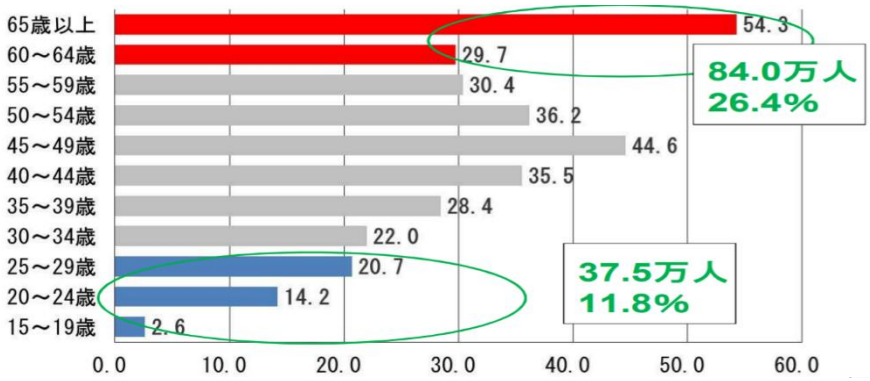

出所：総務省「労働力調査」（2019年平均）をもとに国交通省で推計

② 長時間労働、休日が少ない

時短・適正な工期設定
（日々の時短、土日一斉閉所などを行う）

建設業の年間出勤日数244日(製造業224日／全産業212日)
技術者の約4割が4週4休以下の休日取得しかできていない
全産業と比べて約2割(360時間)以上長い労働時間

※建設業の年間実労働時間…**1985時間**
製造業…1838時間
全産業平均…1621時間
出所：数値は厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より

③ 賃金水準が低い

持続的な賃金上昇

賃金ピークは製造業で50～54歳、建設業は45～49歳
現場管理能力、若手育成指導等のスキルを評価されていない可能性有

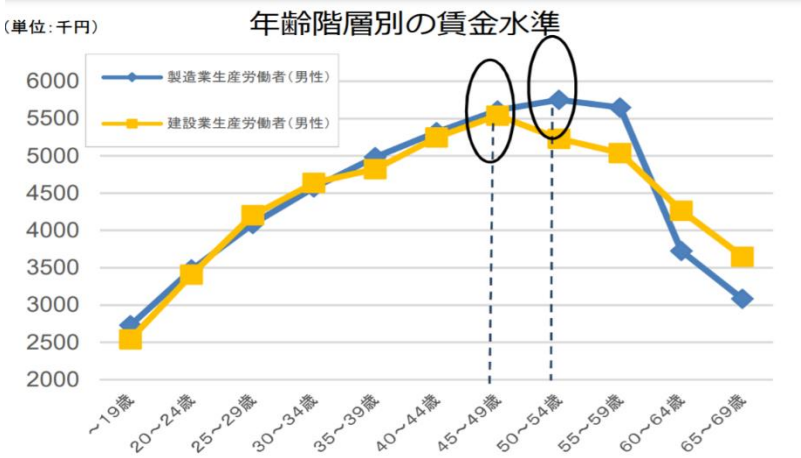

出所：2019年賃金構造基本統計調査より

働き方改革の推進による
新3K(給与・休暇・希望)の実現を！

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

3.CCUSとSDGs（建設業の役割）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

―持続可能な開発目標―

建設業は

日本国土の発展を支え明るい未来をつくる
「地域の守り手」という重要な役割を担う

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

4.CCUSの利用手順（概要）

○CCUSの利用手順をステップ順に説明します。

STEP.1 登録申請・登録料の支払

技能者

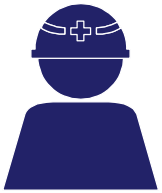

必須情報＝簡略型登録

- 本人情報
- 所属事業者ID、所属事業者名、職種
- 社会保険・建退共加入状況　等

推奨情報＝詳細型登録

- 保有資格、研修受講履歴、表彰
- 健康診断受診歴　等

下請事業者　自社と所属技能者との関連付けを行う

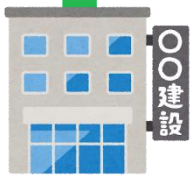

主な登録内容

- 商号、所在地
- 建設業許可情報
- 資本金、業種等
- 社会保険加入状況　等

元請事業者

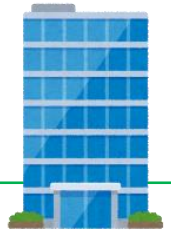

主な登録内容

- 商号、所在地
- 建設業許可情報
- 資本金、業種等
- 社会保険加入状況　等

元請組織登録・現場管理者ID付与

STEP.2 カードの取得

技能者

STEP.3 現場の登録（元請）

現場開設時に
工事概要・契約情報を登録

元請事業者

- 現場名　・工事内容
- 就業履歴蓄積期間　等

STEP.4 施工体制の登録

現場・契約情報に対して
それぞれの施工体制を登録

下請事業者

- 所属技能者情報を登録
  （氏名・職種・立場（職長など））
- 就業履歴蓄積期間　等

元請事業者

- 現場名
- 工事内容
- 就業履歴蓄積期間　等

STEP.5 就業履歴の蓄積

元請事業者

必要なツールの準備
① 事業者ID・技能者ID
② 現場運用マニュアル
③ カードリーダー・建レコ
④ PCまたはiPadなどの端末

技能者

カードタッチ、顔認証など

STEP.6 経験の見える化

いつ、どの現場、
どの立場（職長など）
で働いたのか、
就業実績を記録・蓄積

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

5.建設キャリアアップカードについて

○技能者登録が完了すると、建設キャリアアップカードが届きます。
○まずレベル1のホワイトカードが交付され、経験・資格を重ね能力評価を受けて、ブルー➢シルバー➢ゴールドへとレベルアップさせていきます。

【表面】

見本：レベル1 ホワイトカード

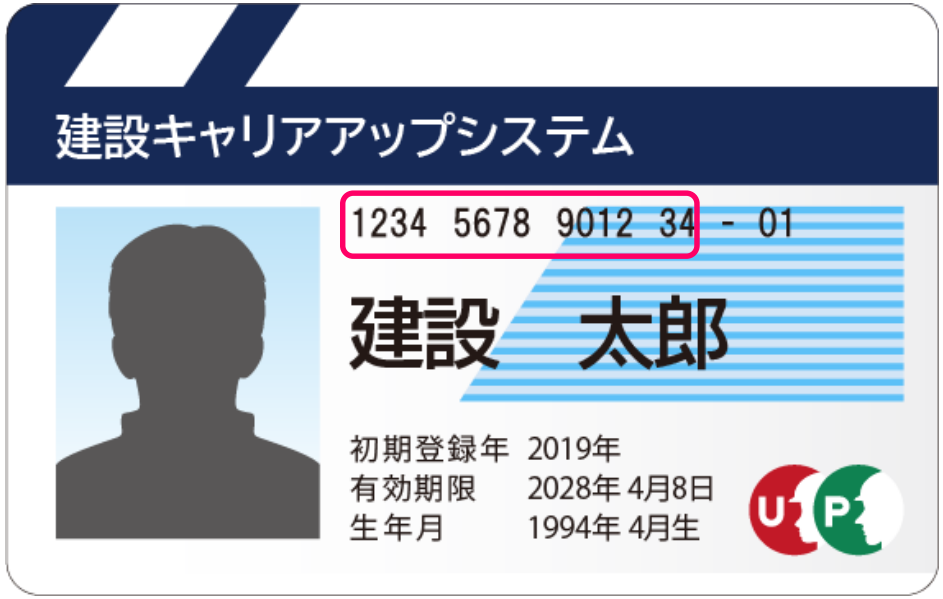

技能者ID（14桁）

【裏面】

セキュリティコード

常に技能者が携帯してください。

- ICチップが内蔵されている非接触型カードです。
- 技能者IDのみがデータ記憶されているのでセキュリティ対策されています。
- カードに同封される「ご利用上のご注意」をご確認ください。

カード取扱時の諸注意

＜保管＞クレジットカードと同等の扱い
＜使用＞折り曲げない
＜勤務＞高周波や強い紫外線の環境では身につけない

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

6.CCUSのメリット

1. 技能者のメリット

① レベルごとの年収目安をつくり専門工事業団体で**賃金相場の形成に取り組んで**いること。

② 会社や現場が変わっても**就業履歴が蓄積**できる。

③ **CCUSに蓄積された就業履歴データを建退共掛金の電子資料として活用可能。**

2. 専門工事業者のメリット

① 雇用技能者数、保有資格、社会保険加入状況等の根拠として**取引先に情報を示せる。**

② 技能者能力評価と連動した**施工能力等の見える化**を令和3年度から順次開始。

③ **出面管理**のデータ化、**賃金や代金支払いの根拠**を明確にする資料として活用。

3. 元請・上位下請会社のメリット

① 新規取引業者の施工能力や技能者数、資格等(＊)が確認できる。

＊社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、 一人親方の労災特別加入状況

② 施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受・貼付等の**作業の簡素化、ペーパーレス化も可能。**

③ 増えている**外国人労働者の資格等の確認が**できる。

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

7.技能者能力の適正評価について

一般財団法人 建設業振興基金

○能力評価基準に基づいた枠組み、能力に見合う処遇・賃金の実現に向けた環境整備を行う。

※参照：令和2（2020）年3月31日専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示及びガイドライン

○技能・経験に応じた労務費の見積り等に向けた取り組みを進化させ賃金上昇へとつなげる

技能者の能力評価

○経験　（就業日数）
○知識・技能　（保有資格）
○工事を収める能力
（登録基幹技能者・職長経験）

CCUSにより客観的に把握

これらを組み合わせて評価 → 評価基準に合わせてカードを色分け

CCUSカードの色がレベル表示となる

元請がCCUSに施工体制と技能者(作業員名簿)を登録。
技能者は、現場でカードリーダーなどにより就業履歴蓄積

経験・知識・技能等を評価しレベルアップ

能力に応じた処遇の実現！

Copyright (C) 2022 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

8.専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度

○ 建設キャリアアップシステムに登録される情報や、技能者の能力評価制度を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
○ 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保等につなげる

【評価実施団体】

専門工事業団体
（評価基準認定団体）

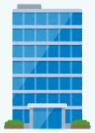

専門工事業団体が評価基準を策定し、評価実施・結果を公表

国土交通省が評価基準を認定
（評価基準認定団体）

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無　等
施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数　等
コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組　等

※業種ごとに選択評価内容の追加も可能

【評価結果】☆～☆☆☆☆の4段階で評価

基礎情報	★★★★
施工能力	★★★★
コンプライアンス	★★★★

専門工事企業の施工能力の 見える化

（見える化ロゴマーク・バナー）

【見える化評価企業一覧】（令和４年4月現在）

① 【切断穿孔】　ダイヤモンド工事業協同組合
② 【機械土工】　（一社）日本機械土工協会
③ 【建築大工(工務店)】　全国建設労働組合総連合
（一社）JBN・全国工務店協会
（一社）全国住宅産業地域活性化協議会
④ 【とび・土工】　（一社）日本建設躯体工事業団体連合会
※ 専門工事業団体に働きかけ、分野も企業も増加しています

【見える化評価の申請】

評価結果通知

○ 評価結果を国交省ＨＰ等で公表
○ 評価内容の情報も希望があれば公表可能

専門工事企業

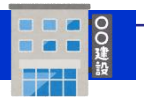

建設キャリアアップシステム

事業者登録
技能者登録

所属技能者

建設技能者の能力評価制度

レベル1　レベル2　レベル3　レベル4

受注機会や入職者の確保等

- 発注者（公共・民間）
- ハローワーク 工業高校等
- 元請企業
- エンドユーザー

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

9.建設技能者の能力評価制度実施スキーム

〇技能者の能力評価は、能力評価制度協議会のもと、職種ごとの能力評価団体が行います。
評価の申請は、職種ごとの能力評価団体に対して建設技能者の方が行っていただくことになります。

※能力評価制度推進協議会は、能力評価実施期間35分野49団体が構成員となり、能力評価制度の推進等を図る協議会

〇評価の対象職種及び能力評価の申請手続きは、国土交通省HPを確認の上、各能力評価団体HPの手続き方法をご確認ください。
※国土交通省HP ： https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

申請者

所属事業者など（代行申請）

技能者

能力評価の申請

必要な申請書類
① CCUS技能者登録画面の写し
② 能力評価申請書 兼
キャリアアップカード交付申請書
③ 手数料の振込明細
④ 経歴証明書 等
（CCUS利用開始前の経験の
評価を求める場合に必要）

料金支払
評価申請

能力評価制度推進協議会

分野ごとの
能力評価実施団体
（委託による実施含む）

審査
能力評価基準

『就業日数』
『保有資格等』
『職長・班長と
しての就業日数』

結果通知

発行依頼

建設キャリアアップシステム（CCUS）

（一財）建設業振興基金

【事業者情報】

【技能者情報】

〇経験 （就業日数）
〇知識・技能 （保有資格等）
〇マネジメント能力
（職長や班長としての就業日数）

【現場情報】

カード発行

評価の実施 ※CCUSと連携したレベル判定を活用
※申請者あてに発効後のカードが到着するまで、おおむね1～2か月程度の見込みとなります

Copyright (C) 2022 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

10.能力評価基準の認定を受けた38分野(2022.6.14現在)

分野	能力評価実施団体名	電話
電気工事	(一社)日本電設工業協会	03-5413-2161
橋梁	(一社)日本橋梁建設協会	03-3507-5225
造園	(一社)日本造園建設業協会	03-5684-0011
	(一社)日本造園組合連合会	03-3293-7577
コンクリート圧送	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	03-3254-0731
防水	(一社)全国防水工事業協会	03-5298-3793
トンネル	(一社)日本トンネル専門工事業協会	03-5251-4150
建設塗装	(一社)日本塗装工業会	03-3770-9901
左官	(一社)日本左官業組合連合会	03-3269-0560
機械土工	(一社)日本機械土工協会	03-3845-2727
海上起重	(一社)日本海上起重技術協会	03-5640-2941
PC	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会	03-3260-2545
鉄筋	(公社)全国鉄筋工事業協会	03-5577-5959
圧接	全国圧接業協同組合連合会	03-5821-3966
型枠	(一社)日本型枠工事業協会	03-6435-6208
配管	(一社)日本空調衛生工事業協会	03-3553-6431
	(一社)日本配管工事業団体連合会	03-6803-2563
	全国管工事業協同組合連合会	03-5981-8957
とび	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会	03-3972-7221
	(一社)日本鳶工業連合会	03-3434-8805
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合	03-3454-6990
内装仕上工事	(一社)全国建設室内工事業協会	03-3666-4482
	日本建設インテリア事業協同組合連合会	03-3239-6551
	日本室内装飾事業協同組合連合会	03-3431-2775
建築測量	(一社) 全国建築測量協会	03-6416-0845

評価分野	能力評価実施団体名	電話
サッシ・カーテンウォール	(一社)日本サッシ協会	03-6721-5934
	(一社)建築開口部協会	03-6459-0730
エクステリア	(公社)日本エクステリア建設業協会	03-3865-5671
建築板金	(一社)日本建築板金協会	03-3453-7698
外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会	03-3379-4338
ダクト	(一社)全国ダクト工業団体連合会	03-5567-0071
	(一社)日本空調衛生工事業協会	03-3553-6431
保温保冷	(一社)日本保温保冷工業協会	03-3865-0785
グラウト	(一社)日本グラウト協会	03-3816-2681
冷凍空調	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	03-3435-9411
運動施設	(一社)日本運動施設建設業協会	03-6683-8865
基礎ぐい工事	(一社)全国基礎工事業団体連合会	03-3612-6611
	(一社)日本基礎建設協会	03-6661-0128
タイル張り	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会	03-3260-9023
道路標識・路面標示	(一社)全国道路標識標示業協会	03-3262-0836
消防施設	(一社)消防施設工事協会	03-3288-0352
建築大工	全国建設労働組合総連合	03-3200-6221
	(一社)JBN・全国工務店協会	03-5540-6678
	(一社)全国住宅産業地域活性化協議会	03-3537-0287
	(一社)日本ログハウス協会	03-3588-8808
	(一社)プレハブ建築協会	03-5280-3124
ALC	(一社)ALC協会	03-5256-0432
土工	(一社)日本機械土工協会	03-3845-2727
ウレタン	(一社)日本ウレタン断熱協会	03-3667-1075
発破・破砕	(一社)日本発破・破砕協会	03-5644-8750

※対象となる認定を受けた職種は国土交通省HPでご確認いただけます。
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo const fr2 000044.html

Copyright (C) 2022 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

11.各職種の能力評価基準（例）

呼　称		① 鉄筋技能者	② 型枠技能者	③ 機械土工技能者	④ 左官技能者
能力評価 実施団体		（公社）全国鉄筋工事業協会	（一社）日本型枠工事業協会	（一社）日本機械土工協会	（一社）日本左官業組合連合会
認定日		令和元年１０月８日	令和元年１０月８日	令和元年１０月８日	令和元年１０月２５日
レベル４	就業日数	１０年（2150日）	１０年（2150日）	１０年（2150日）	１０年（2150日）
	保有資格	●登録鉄筋基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター） ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●卓越した技能者（現代の名工） ・レベル２、３の基準に示す保有資格	●登録型枠施工基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター） ・レベル２、３の基準に示す保有資格	●登録機械土工基幹技能者 ●１級建設機械施工技士 ●１級土木施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）	●登録左官基幹技能者 ●１級建築施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター） ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●卓越した技能者（現代の名工） ・レベル２、３の基準に示す保有資格
	就業日数 （職長）	職長として ３年（645日）	職長として ３年（645日）	職長として ３年（645日）	職長として ３年（645日）
レベル３	就業日数	７年（1505日）	７年（1505日）	７年（1505日）	５年（1075日）
	保有資格	・１級鉄筋施工技能士（組立て、または施工図） ・レベル２の基準に示す保有資格	・型枠施工１級技能士 ・型枠支保工の組立て作業主任者技能講習 ・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育又は職長教育 ・レベル２の基準に示す保有資格	●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育 ●ローラー運転業務従事者安全衛生教育 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）	●１級左官技能士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・レベル２の基準に示す保有資格
	就業日数 （職長＋班長）	職長又は班長として ３年（645日）	職長又は班長として １年（215日）	職長又は班長として １年（215日）	職長又は班長として １年（215日）
レベル２	就業日数	３年（645日）	３年（645日）	２年（430日）	３年（645日）
	保有資格	・玉掛け技能講習	・玉掛け技能講習 ・丸のこ等取扱作業者安全衛生教育	●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 ●ローラーの運転の業務に係る特別教育	●２級左官技能士 ●研削といしの取替え等の業務特別教育及び足場の組立て作業従事者特別教育
レベル１		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル２から４までの判定を受けていない技能者			

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

12.建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ(R2.3.23)

○官民施策パッケージの普及・促進と技能者の処遇改善、担い手確保について、国土交通大臣と4団体で意見交換
（4団体:日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会）

国土交通省資料

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和５年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた３つの具体策と道筋

Ⅰ　建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進

・令和２年度は、本格実施に向けた運用**通知・要領等改正**、活用呼びかけ

・令和３年度から、**CCUS活用本格実施**
＞公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等**履行強化**
＞民間工事では、業界において、掛金納付・**充当の徹底を促進**

・令和５年度からは、民間工事も含め、**CCUS活用へ完全移行**

・経営事項審査での**掛金充当状況の確認方法の見直し**

Ⅱ　社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

・令和２年10月からの**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**

Ⅲ　国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

・令和2年度は、**国直轄**の一般土木工事(WTO対象工事)において、
＞**CCUS義務化**モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて**工事成績評定にて加点/減点**）を試行
＞**CCUS活用推奨**モデル工事（**受注者希望**・目標の達成状況に応じて同評定にて**加点**）を試行

・このほか、地元業界の理解を踏まえ、**Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行**を検討

・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に**積極的な取組を要請**するとともに、**入契法に基づく措置状況の公表、要請**等のフォローアップ

・上記取組と併せ、**業界は加入促進**に積極的に取り組む

・令和３年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Ⅰと連動して**公共工事等での活用を原則化**

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

○専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の**賃金目安を設定し**、下請による**職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映**と元請による**見積り尊重**を促進・徹底

○CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

○CCUSの情報セキュリティ強化と**人材引き抜き防止**策
○**発注者によるCCUS閲覧等**による事務効率化、書類削減
○CCUSと連携した**施工実態の把握・分析**による労働生産性向上の研究
○CCUSによる**勤怠・労務管理機能強化**や**顔認証入退場への活用**促進
○令和4～5年度までにCCUS登録と**安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化**（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、**国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ**

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

12-Ⅰ.CCUSを活用した建退共事務の効率化

建退共証紙請求事務の現状

下請が元請に提出する建退共証紙の請求書類は元請ごとに様式が異なっているため、各社に合わせた個別の書類を作成しなければならなかった。

建退共証紙請求事務の効率化

「就労実績報告書作成ツール」(以下「ツール」)を用いて、証紙請求書類を一本化できる。CCUSに蓄積された就業履歴情報を活用して、請求書類をより簡便に作成。

就労実績報告書作成ツール

(独)勤労者退職金共済機構が開発した、就労実績報告書を統一した様式で作成できる簡易システム。
https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/seido/pdf/syurou sousa.pdf

CCUSを活用した利用イメージ

下請事業者の作業

①CCUSに蓄積された就業履歴情報を「ツール」で読み込み

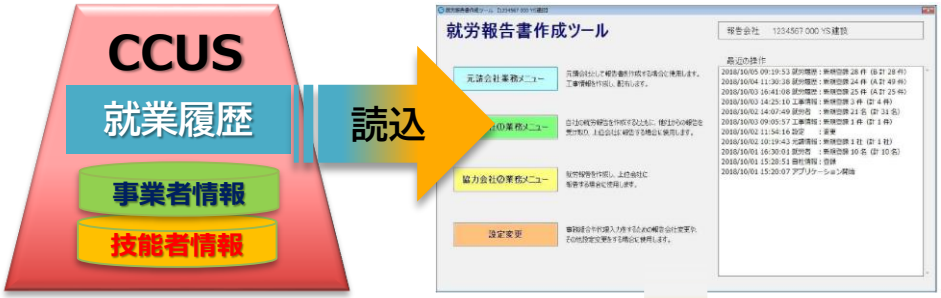

②元請に提出する請求書類が作成可能
(作成データもメール等で提出可能)

被共済者就労状況報告書
(日別報告様式)

建退共事務受託様式第5号

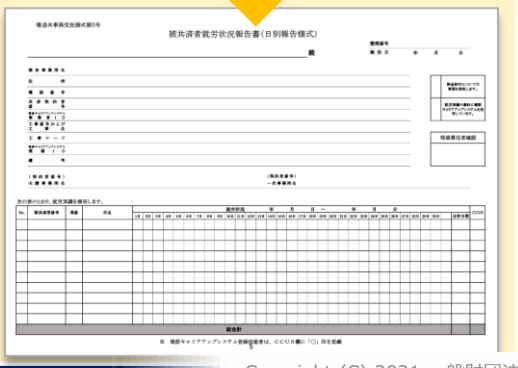

元請事業者の作業

③下請が作成した請求データを「ツール」で読み込み

建退共事務受託様式第5号

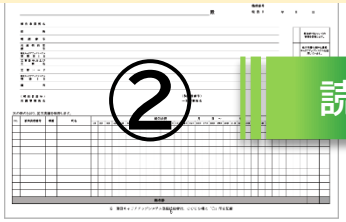

④建退共本部に提出する就労実績報告書を作成

被共済者就労状況報告書
(月別報告様式)

建退共事務受託様式第4号

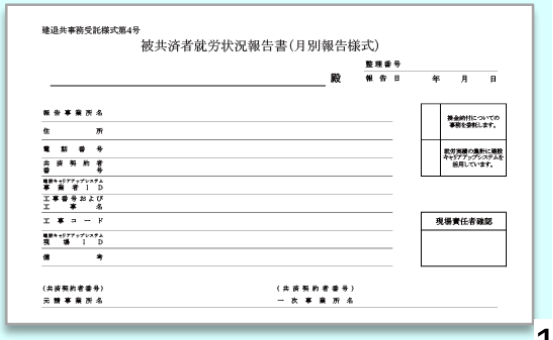

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

12-Ⅲ-①.都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

○ 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた26都府県で実施予定（他に5協会が検討中）
○ 都道府県発注工事は、35道府県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
広がりをさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		●(予定)★(予定)
青森県		△
岩手県		△
宮城県	●	●◎★
秋田県	●	◎(予定)
山形県		●(予定)
福島県	●	●(予定)、◎
茨城県		●(予定)
栃木県	●	●◎
群馬県	●	●◎○★
埼玉県	●	●★
千葉県		△
東京都	●	△
神奈川県		△
新潟県		△
富山県		△
石川県	●	○
福井県	●	●○
山梨県	●	◎
長野県	●	◎○
岐阜県	●	●★
静岡県	●	●(予定)、◎○
愛知県	●	△
三重県	○	●★

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
滋賀県	●	◎
京都府	●	◎(予定)
大阪府	●	◎(予定)
兵庫県	●	◎
奈良県	●	△
和歌山県	●	○
鳥取県		★(予定)
島根県	●	◎
岡山県	●	●
広島県		◎
山口県	●	●(予定)
徳島県		○
香川県	○	◎(予定)
愛媛県		●★
高知県	○	△
福岡県		○
佐賀県	○	△
長崎県	○	◎
熊本県		●★
大分県		△
宮崎県	●	●◎○★
鹿児島県	●	●、◎(予定)
沖縄県	●	●

（令和4年3月25日　現在）

＜直轄Cランク工事＞
- ● 都道府県建設業協会が賛同
- ○ 協会において検討中

※赤枠は令和3年9月以降に表明されたもの

＜都道府県工事での評価＞
- ● モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- ○ 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダ等費用補助
- △ 検討中

※赤文字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

国土交通省調べ　等

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

国土交通省資料

令和（4年3月25日　現在）

【群馬県】 モデル工事を実施
元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】 総合評価等において加点
R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）　等

【山梨県】 総合評価において加点
県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点　（試行）

【滋賀県】 総合評価において加点
総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価　（試行）
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】 全工事の成績評定において加点
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

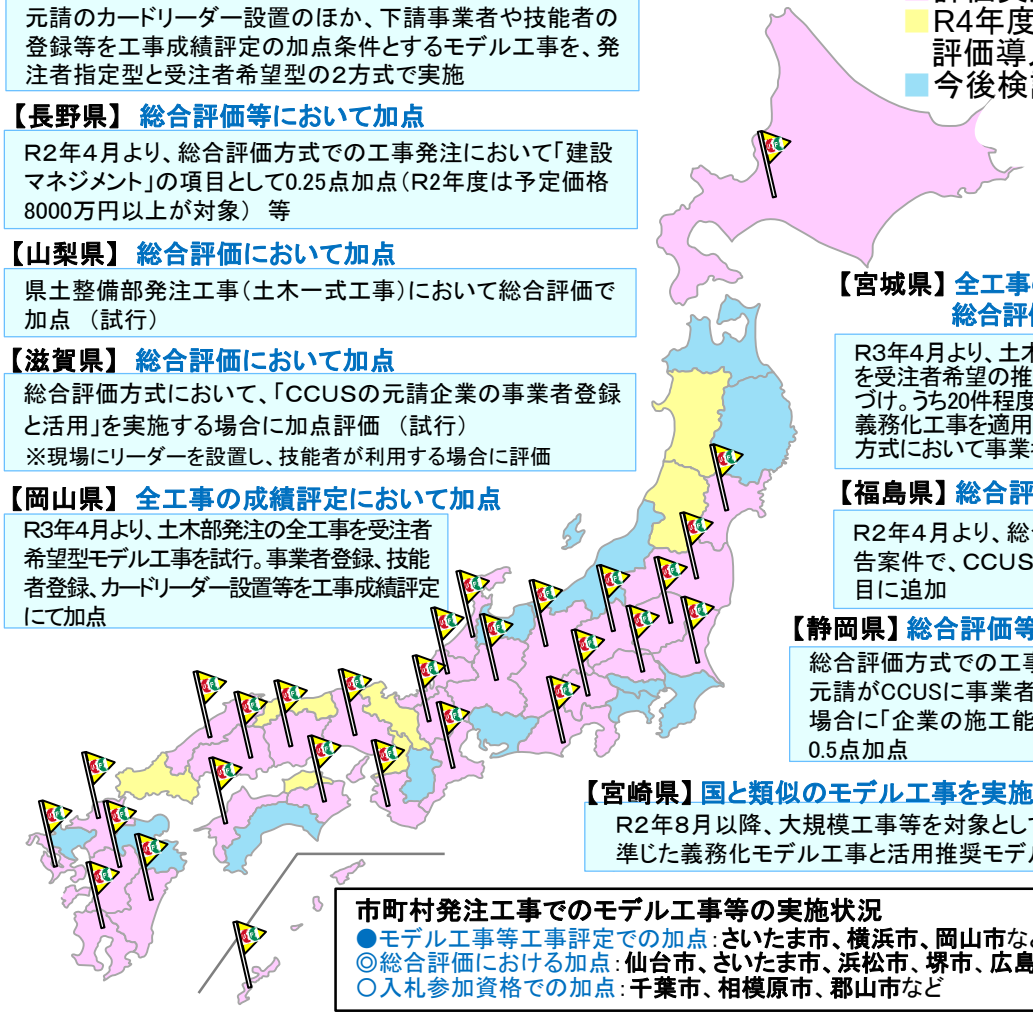

【宮城県】 全工事の成績評定及び総合評価において加点
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】 総合評価において加点
R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】 総合評価等において加点
総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】 国と類似のモデル工事を実施
R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況　（令和4年3月25日　現在）
- ●モデル工事等工事評定での加点：**さいたま市、横浜市、岡山市**など
- ◎総合評価における加点：**仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市**など
- ○入札参加資格での加点：**千葉市、相模原市、郡山市**など

（出所：令和2年5月14日建設キャリアアップの活用について）

モデル工事実施と公共工事での活用について

フェーズ1	令和2(2020)年度	モデル工事の試行
フェーズ2	令和3(2021)年度	段階的なCCUS活用工事の対象拡大
フェーズ3	令和5(2023)年度	あらゆる工事でのCCUS完全実施

国直轄工事などでの CCUS義務化・完全実施

CCUS義務化モデル工事

(1)対象工事	国土交通省が発注する WTO対象の一般土木工事 のうち地方整備局等が必要と認めた工事
(2)試行内容	発注者は、達成状況により工事成績評定点について 加点又は減点 を行う
(3)確認方法	計測日における資料の提出による確認
(4)評定の反映	全ての指標で基準を達成した場合＋1点 平均登録技能者率 90%以上達成で更に＋1点
(5)未達成項目の公表等	工事名、未達成項目、要因及び改善策の発注者への報告と公表 （完成検査終了後14日以内）
(6)対象の明示	入札説明書及び特記仕様書にモデル工事である旨を明示

試行モデル工事の成績評定に用いる指標

指標　（平均値）	最低基準	目標基準
登録事業者率	70%	90%
登録技能者率	60%	80%
就業履歴蓄積率	30%	50%

CCUS活用化モデル工事

(1)対象工事	国土交通省が発注する一般土木工事のうち地方整備局等が必要と認めた工事
(2)試行内容	受注者が取組を希望した場合、発注者は達成状況により工事成績評定点について 加点を行う （減点はない）
(3)確認方法	計測日における資料の提出による確認
(4)評定の反映	全ての指標で基準を達成した場合＋1点平均登録技能者率 90%以上達成で更に＋1点
(5)未達成項目の公表等	工事名、未達成項目、要因及び改善策の発注者への報告と公表 （完成検査終了後14日以内）
(6)対象の明示	入札説明書及び特記仕様書にモデル工事である旨を明示

※都道府県独自の指標が設定されているケースがあります。

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

13.建設分野における外国人材受入れ基準の見直しについて

建設分野に携わる外国人数の推移

（単位：人）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021（６月末現在）
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328	※
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898	※
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	**76,567**	※
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	**3,987**	**3,312**
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	**2,116**	**2,781**

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）（注）外国人建設就労者・特定技能外国人は年度末時点、その他は10月末時点の人数　※：未集計

建設分野の**外国人技能者**の受入れにあたっては、業種横断の基準に加え、
建設産業の特性等を踏まえ、建設分野特有の基準を設定

○建設分野における上乗せ規制の概要（特定技能外国人の場合）

１）業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定

２）当該基準において、建設分野の受入企業は、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める

３）受入計画の認定基準

①受入企業は建設業法第３条の許可を受けていること
②受入企業及び１号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
③特定技能外国人受入事業実施法人（ＪＡＣ）への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
④特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
⑤賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
⑥１号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
⑦国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ　等

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

14.民間システムとCCUSのAPI連携

民間システム
① CCUSからの施工体制技能者情報（氏名や住所等）の一括取込みが可能
② 現場情報をCCUSへ連携可能。CCUSでの施工体制登録作業等が効率化
③ 就業履歴情報をCCUSへ自動蓄積可能
※詳しくはCCUSホームページの「標準API連携認定システム」をご参照ください

既存民間システム

★建レコ（ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ）	建設業振興基金
	キッズウェイ、アクティオほか
ＥａｓｙＰａｓｓ	アートサービス
ＷＩＺＤＯＭ	アウトソーシングテクノロジー
Ｂｕｉｌｄｅｅ	イーリバースドットコム
ワイズワーク	ヨコハマシステムズ
ＴｃＰａｓｓ	東急建設
建設現場顔認証入退管理ｻｰﾋﾞｽ	日本電気
グリーンサイト	MCデータプラス
キャリアリンク	コムテックス
Greenfile.work	シェルフィー

データ
取り込み
①技能者情報（一部）
連携
②現場情報
③就業履歴情報

CCUS
- 事業者情報
- 技能者情報
- 現場情報
- 蓄積 就業履歴
- 施工体制
- 作業員名簿

※読み取り

※民間システムによってデータ蓄積・連携の方法などは異なります。

Copyright (C) 2022 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

B 登録申請について

1. 建設キャリアアップシステム登録のポイント
2. 建設キャリアアップシステムのホームページ
3. 建設キャリアアップシステム認定登録機関一覧
4. 建設キャリアアップシステム認定登録機関での登録フロー
5. 利用料金について
6. 事業者登録のインターネット申請手続について（事業者確認書類）
7. 技能者登録のインターネット申請手続について（本人確認書類）
8. 技能者登録のインターネット申請手続について（社会保険、保有資格など）
9. 技能者登録のインターネット申請手続について（カード用写真）
10. 技能者登録項目（簡略型・詳細型）
11. 代行申請について（技能者・事業者登録）
12. 建設キャリアアップシステム 現場運用マニュアルのご紹介

1.建設キャリアアップシステム登録のポイント

ポイント1　申請方法の選択

※一人親方は「事業者」「技能者」両方の登録申請が必要です。

①インターネット申請か認定登録機関申請

- **インターネット申請**　お持ちのパソコン・スマートフォンからの申請です。技能者の簡略型登録もできます
- **認定登録機関申請**　事前にご予約が必要です。技能者登録は詳細型のみの対応で専用申請用紙に記入し提出します

②「申請ガイダンス」の事前確認

- **キャリアアップシステムHP「各種資料」→「登録関係資料」**
  - ・インターネット申請は、インターネット申請ガイダンス（技能者情報登録）（事業者情報登録）
  - ・認定登録機関は、「事業者情報登録申請書」「技能者情報登録申請書」の手引

ポイント2　申請手続きについて（インターネット申請の場合）

添付書類の再確認を！

①データの事前準備

- システムに登録する証明書類は全てJPEGに変換（インターネット申請の場合）
- 技能者ごとにフォルダを作成し、JPEGファイルを収納

②事業者登録→技能者登録の順番に登録

- 先に事業者登録を済ませて「事業者ID」を取得した後で、技能者登録申請をしてください。

③技能者の代行申請が可能

- 所属事業者や元請、CCUS代行行政書士が登録申請（代行申請）を行うことが可能。
  代行申請には事業者IDが必要です。

Copyright (C) 2022 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

2.建設キャリアアップシステムのホームページ

https://www.ccus.jp/

登録画面へ

申請関係資料（申請ガイダンス・コード表・証明書類見本）

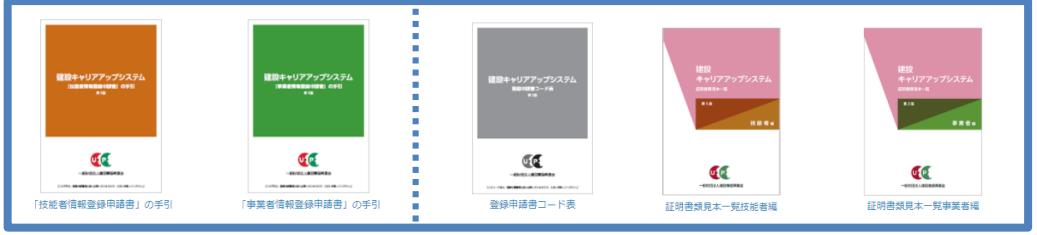

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

3.建設キャリアアップシステム認定登録機関一覧

新規登録が早くて安心の「登録窓口」（認定登録機関）は、現在、全国に200箇所以上あります。
新規の事業者登録・技能者登録をお急ぎの皆様は、是非、認定登録機関をご利用ください。
申請書類も入手できます。　**※受付時間など必ず電話でご確認ください。**

①CCUSトップページ内「認定登録機関」をクリック

②PDFページが開きます（随時更新）

○「認定登録機関」とは、申請書類の受け取りや記入補助を行い、本人情報や資格等の真正性を確認し、「登録のできる窓口」機関です。

●悪天候等の都合により受付時間等が変更となる場合もございますので、窓口にお越しの際は事前に電話確認をお願い致します。
●申請書を持参する際、「登録申請書専用封筒」に申請書類一式を入れてご持参ください。
【注1】申請書は事前に記入し、登録料を支払った上で窓口に来訪してください。
【注2】記入漏れ、添付書類ミスによる申請不備が多く発生しています。「手引き」やホームページに掲載している「留意事項」を確認の上、ご記入ください。
【注3】技能者申請において、運転免許証、マイナンバーカードおよびパスポートを保有していない場合、本人確認のため、下記認定登録機関に申請者本人の来訪が必要となります。

建設キャリアアップシステム認定登録機関リスト　2021年9月1日 更新

役割	名称	住所	電話	HP	受付時間	備考
山形県						
認定登録機関	行政書士法人ワンチーム	山形市七日町1-4-10	023-631-6305	https://www.1team-y.com/	9:00-17:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約
宮城県						
認定登録機関	宮城県建設職組合連合会	仙台市宮城野区二十人町301-3 宮城県建設業国民健康保険組合会館2階	022-792-7031	https://miyagi-kenren.com/	9:30-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約
福島県						
認定登録機関	福島県建設労働組合連合会	安達郡大玉村玉井字北ノ内65-1	0243-68-2121	http://kensetufukushima.gr.jp/	10:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約
茨城県						
認定登録機関	全建総連茨城県建築連合会	水戸市河和田町4382-35	029-257-6761	http://www.j-kenren.sakura.ne.jp/	9:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約
認定登録機関	日立市建設組合	日立市本宮町3-26-37	0294-21-0711	http://www.hitachishikensetsukumiai.com/	9:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約
認定登録機関	全建総連水戸市建築業組合	水戸市住吉町63-1	029-239-3731		9:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約
認定登録機関	猿島土建一般労働組合	古河市高野671-1	0280-23-4773		9:00-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約
認定登録機関	首都圏建設産業ユニオン茨城支部	つくば市高見原1-1-29	029-871-0219		9:30-16:00	土日・祝日・年末年始は休み、12時～13時の時間帯は不在 ※要予約
栃木県						
認定登録機関	全建総連栃木県建設労働組合	宇都宮市宝木町2-944-3	028-652-5910	http://www.tochigikenrpu.org	9:00-16:00 受付停止中	土日・祝日・年末年始は休み 12時～13時の時間帯は不在 ※要予約 対応できる職員に欠員が生じているため、当面の間、受付停止をします。
認定登録機関	全建総連栃木県建設労働組合県北事務所	矢板市川崎反町300－1	0287-43-3881	http://www.tochigikenrpu.org	9:00-16:00 受付停止中	土日・祝日・年末年始は休み 12時～13時の時間帯は不在 ※要予約 対応できる職員に欠員が生じているため、当面の間、受付停止をします。

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

4.建設キャリアアップシステム認定登録機関での登録フロー

認定登録機関で登録

申請書類の受け取りや記入補助、及び本人情報や資格等の真正性を確認し、情報をシステムに登録するなど、運営主体と同程度の業務を行う機関

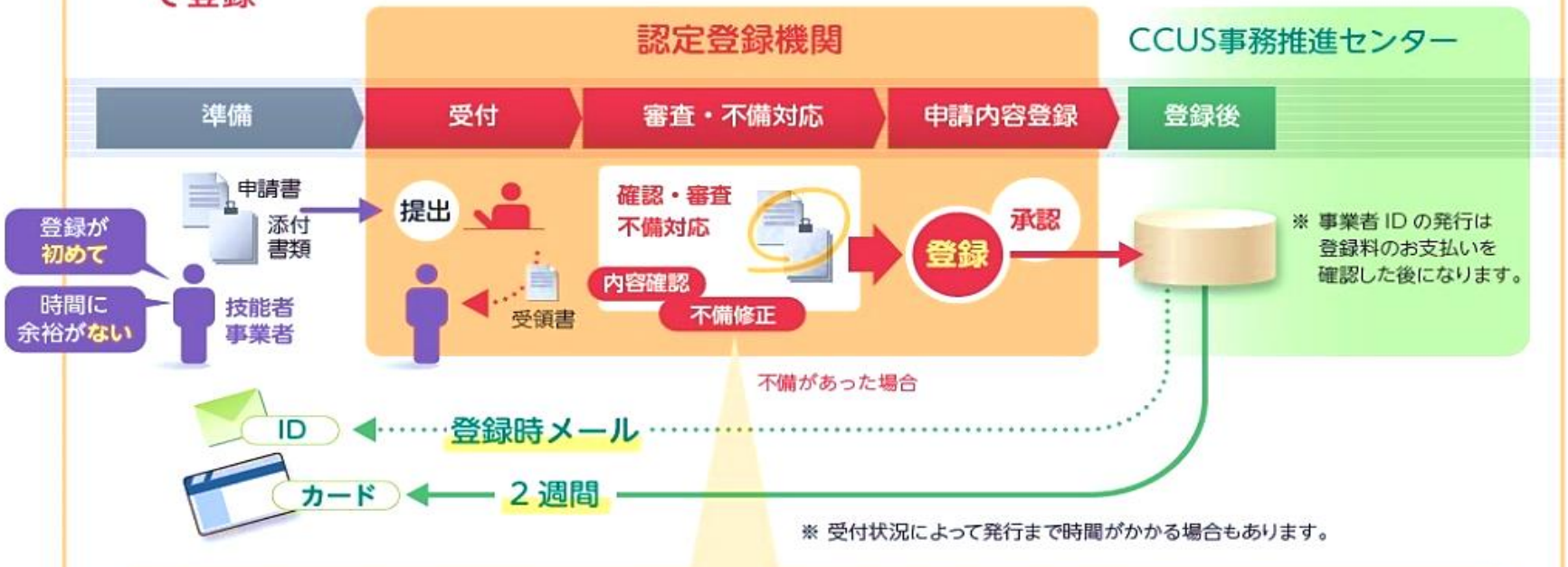

不備書類への補記サポート

不備があった箇所は担当者が申請書に補記します。

【例】提出物のチェックミス

社会保険の加入証明（標準報酬月額決定通知書）に、ご本人以外の情報が記載されています。

→ マスキング処理します。

【例】チェック漏れ

社会保険加入状況のチェック漏れがありました。

→ 加入にチェックします。

【例】日付の記入ミス

→ 資格証の受講日に合わせて訂正します。

登録申請書の項目ごとに「事務局チェック欄」にレ点を記入

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

5.利用料金について

技能者の登録料（税込）

- **簡略型登録料：2,500円**
  ※インターネット申請のみ受付
- **詳細型登録料：4,900円**
  ※ネット申請・認定登録機関いずれも可
- **詳細型への移行：2,400円**
  ※簡略型との差額分

※カードの有効期限は、いずれも10年
※有効期間内にカードの紛失・破損等があった場合は1,000円で再発行します

60歳以上の技能者の特例措置

①2023年3月迄に**インターネット申請**した60歳以上の方は、各登録料から**500円値引き**

- **簡略型登録料：2,000円**
- **詳細型登録料：4,400円**
- **詳細型への移行：2,400円**

②カードの有効期間は15年
（登録・更新時の年齢が60歳以上の方）

事業者の登録料・利用料（税込）

①事業者登録料（５年ごと）

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※一人親方の方は事業者登録料は無料です
※個人事業主の方の登録料は6,000円です

②管理者ＩＤ利用料(毎年)

ＩＤ数	料　金
1あたり	11,400円 (950/月)
一人親方	2,400円 (200/月)

※交付した月ごとでまとめて登録責任者に請求されます

③現場利用料

就業履歴回数	料　金
１回	10 円

※月ごとにまとめて**元請の登録責任者**に請求されます
登録責任者は現場ごとの利用状況等を閲覧できます

	事業者登録料	管理者ID利用料	現場利用料
請求時期	申請後、運営主体より請求	事業者登録により自動作成 月末締め、翌月初旬に請求書を発送 IDの追加手続をおこなうと、請求書を作成・送付	月末締め、管理者ID利用料とまとめて翌月初旬に請求書を発送 ただし、一定額（1,500円）に満たない場合、最大6ヶ月間請求の繰り越し
支払期限	※入金確認後、IDの通知	当初登録月の翌々月10日	履歴情報登録月の翌々月10日
支払方法	コンビニ・銀行・クレジット払いのいずれか	銀行振込	銀行振込

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

6.事業者登録のインターネット申請手続について（事業者確認書類）

事業者登録は、①「事業者証明」と②「社会保険等の加入証明」の2つが必要

①事業者証明書類（写し） JPEG

建設業許可がある場合

・「建設業許可証明書」または
・「建設業許可通知書」

※建設業許可番号から資本金などの建設業許可データを参照

建設業許可がない場合

法人

・「事業税の確定申告書」 または
・「納税証明書＋履歴事項全部証明書」
※資本金が確認できるもの

個人事業主と一人親方

・「納税証明書」
・「所得税の確定申告書」
・「個人事業の開始届」のうち1つ

②社会保険等の加入証明書類（写し） JPEG

健康保険・年金保険

・領収済証等 出納印あり
・社会保険料 納入証明書 証明者印あり
・健康保険・厚生年金保険 適用確認願
・健康保険・厚生年金保険 被保険者 標準報酬月額決定通知書
・健康保険 / 厚生年金保険 被保険者賞与支払届

雇用保険

・雇用保険 適用事業所設置届 事業主事業所各種変更届 事業主控 受領印あり
・納付書・領収証書 出納印あり
・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 受付印あり
・労働保険料等納入通知書

その他、労災保険など

・建設業退職金共済契約者証
・中小企業退職金共済手帳
・労働者災害補償保険 特別加入申請書
・労災保険特別加入 加入証

❗ PDFは証明書類としてのアップロードはできません。
❗ 各証明書類の詳細は「事業者情報登録申請書」の手引き・証明書類見本一覧 事業者編をご確認ください。

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

7.技能者登録のインターネット申請手続について（本人確認書類）

本人確認には、【氏名、顔写真、現住所、生年月日】を確認できる書類が必要

本人確認書類（写し） JPEG

日本国籍の方 下記のうち1点

- 「運転免許証」
- 「個人番号（マイナンバー）カード」

※「マイナンバーカード通知証」は認められません。

外国籍の方 下記のうち1点

- 「特別永住証明書」
- 「在留カード」

通称併記や旧姓表記を希望の場合

追加提出

- 通称名・旧姓記載の住民票など

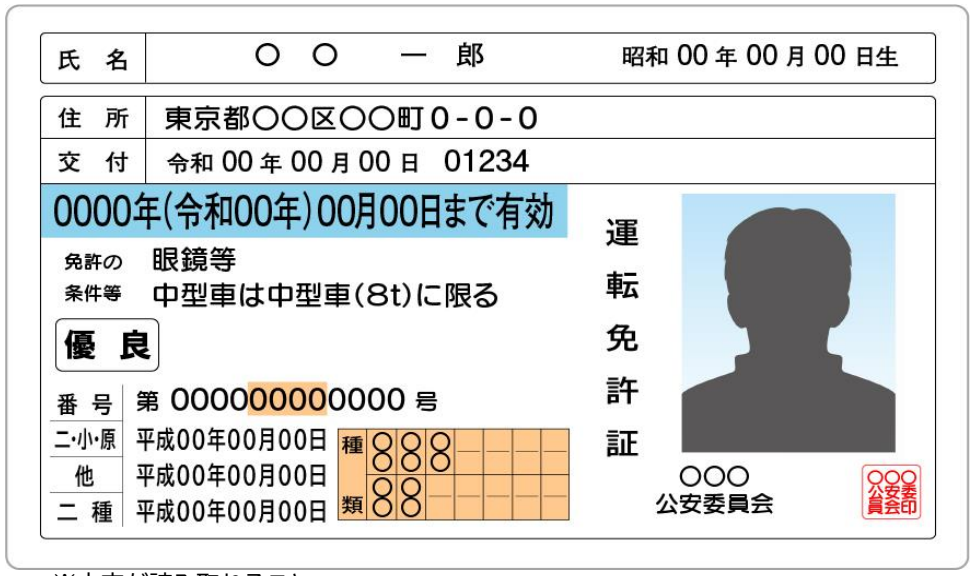

※文字が読み取れること
※有効期限内のもの
※本人以外の情報記載には、必ずマスキング（消す）

パスポートを提出する場合（写し）

「パスポート」＋「住民票」など
現住所の記載がある公的身分証明書の計2点を提出

表記の書類が用意できない場合は
『住民票』『保険証』『年金手帳』『印鑑登録証明書』のうち
2点用意して認定登録機関での申請となります。

- PDFは証明書類としてのアップロードはできません。
- 各証明書類の詳細は「インターネット申請ガイダンス」「技能者情報登録申請書」の手引き・証明書類見本一覧 技能者編をご確認ください。

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

社会保険・保有資格・学歴に関する証明書類など（写し）

JPEG

加入社会保険等証明書類（一例）

- 健康保険　健康保険被保険者証
- 年金保険　厚生年金等加入証明書
- 年金保険　健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書
- 雇用保険　雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）
- 建退共　建設業退職金共済手帳
- 中退共　中小企業退職金共済手帳
- 特別労災　労働者災害補償保険特別加入申請書
- 特別労災　労災保険特別加入　加入証

登録基幹技能者証明書類

保有資格証明書類

研修受講証明書類

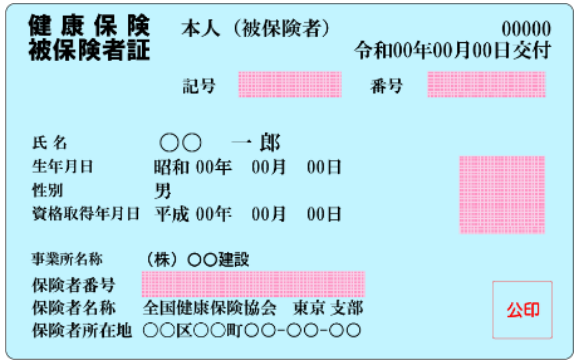

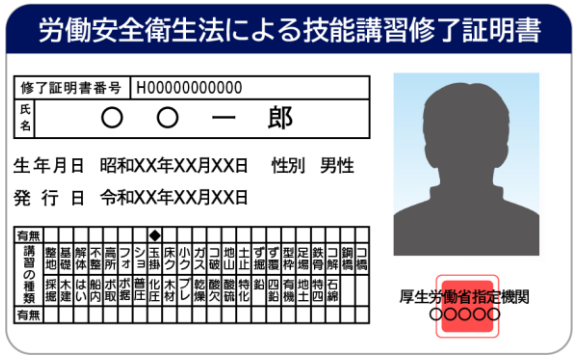

- 有効期限内かつ鮮明（文字が読み取れる）であること。
- 本人以外の情報記載には、必ずマスキング（消す）をして下さい。

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

9.技能者登録のインターネット申請手続について（カード用写真）

カード用写真

JPEG

CCUSカードに印刷

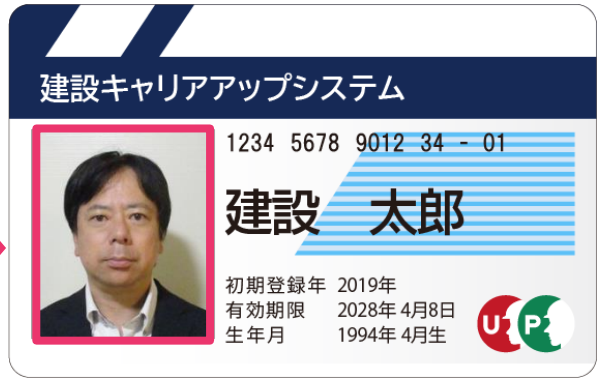

適切な写真の例

- ○ 6か月以内に撮影したもの
- ○ 正面・無帽・無背景のもの

不適切な写真の例

- ✖ 帽子・マスク・サングラス・色眼鏡などを着用
- ✖ 顔に影ができている
- ✖ 不鮮明
- ✖ 白黒写真

❗ カード用写真の撮影時・アップロード時の注意点 ❗

- ❗ 画像をアップロードする際、トリミング（画像編集）ができます。
- ❗ デジタルカメラやスマートフォンで撮影する場合、鮮明に撮影したものを提出してください。
- ❗ 画像アップロードの際には写真用枠内より少し大きめに拡大してください。
枠と同サイズにするとアップロードできません。

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

10.技能者登録項目（簡略型・詳細型）

簡略型

	項目	必須	入力項目
1	本人情報	○	技能者氏名
		○	生年月日
		○	性別
		○	血液型
		○	国籍（外国籍の方のみ）
		○	現住所
		○	電話・FAX番号（いずれか）
		○	メールアドレス
			CCUSカード送付先（現住所と違う場合のみ）
			緊急連絡先：住所（現住所と違う場合のみ）
		○	緊急連絡先：電話番号
		○	緊急連絡先：氏名
2	所属事業者情報	○	所属事業者（※1）
3	職種	○	職種選択
4	経験等		過去の経験（自由記述）
5	社会保険	○	健康保険（※2）
		○	年金保険（※2）
		○	雇用保険（※2）
6	建退共	○	被共済者番号（※2）
7	中退共	○	（※2）

詳細型

	項目	必須	入力項目
8	労災保険特別加入	○	労災保険整理番号（※2）
9	健康診断		健康診断種別コード
10	学歴		学校名
11	登録基幹技能者資格		資格名選択
12	保有資格等		資格名選択
13	研修等受講履歴		研修名
14	表彰履歴		表彰名

簡略型は7項目、詳細型は14項目の登録が必要

※1　基本情報は事業者登録情報から参照。
メールアドレス・雇用形態を入力。

※2　加入の有無についての選択及び加入している場合の
必要項目の入力が必要。

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

11.代行申請について（技能者・事業者登録）

代行申請とは、技能者や事業者の新規申請において、申請者本人に代わって、申請者本人から同意を得た所属事業者・元請事業者・上位下請事業者等が申請を行うことです。

1. 代行申請に必要な準備

①建設キャリアアップシステムに**事業者登録**を行い、事業者IDを取得しておくこと

②技能者の代行申請の場合、技能者本人から「代行申請同意書」により同意を得ること

③事業者の代行申請の場合、事業者代表者から「代行申請同意書」により同意を得ること

④技能者、事業者代行申請とも「個人情報の取り扱い同意書」「利用規約同意書」に同意を得ること

※技能者登録を所属事業者以外が代行申請する場合には、所属事業者からも「代行申請同意書」を取得する必要があります。

2.「代行申請同意書」「個人情報の取り扱い同意書」「利用規約同意書」の用意

建設キャリアアップシステムホームページ 「代行申請」タブの「同意書の準備」からダウンロード

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.

12.建設キャリアアップシステム 現場運用マニュアルのご紹介

建設キャリアアップシステム ホームページ トップカテゴリ「各種資料」⇒「運用関係資料」をクリック

現場運用マニュアル　全9章の構成

- **第1章** はじめに
- **第2章** 下請事業者の現場運用にあたっての準備
- **第3章** 組織体制と管理者の設定
- **第4章** 元請事業者の現場・契約情報の登録
- **第5章** 元請事業者と下請事業者の施工体制の登録
- **第6章** 元請事業者の現場の準備
カードリーダー等の準備
- **第7章** 就業履歴の登録と承認
- **第8章** 情報の閲覧と出力帳票について
- **第9章** 登録料と利用料

現場運用マニュアル 表紙デザイン

第１章
はじめに
元請事業者　下請事業者

第２章
下請事業者の現場運用にあたっての準備
下請事業者

第３章
組織体制と管理者の設定
元請事業者　下請事業者

第４章
元請事業者の
現場・契約情報の登録
元請事業者

第５章
元請事業者と下請事業者の
施工体制の登録
元請事業者　下請事業者

第６章
元請事業者の現場の準備
カードリーダー等の準備
元請事業者

第７章
就業履歴の登録と承認
元請事業者　下請事業者

第８章
情報の閲覧と出力帳票について
元請事業者　下請事業者

第９章
登録料と利用料
元請事業者　下請事業者

Copyright (C) 2021 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.